

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	38	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	38)			提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

水道事業のDX化に伴うスマートメーターの導入促進に向けた水道メーターの検定有効期間の見直し

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

水道事業 DX におけるスマートメーターの導入促進あたって、コスト削減に向けた水道メーターの検定有効期間の見直しを求める。
また、検定有効期間の見直しにあたっては、実証実験を行う各水道事業体からのデータ収集方法を確立するとともに、定期的に見直しの経過について各水道事業体に情報提供すること。

具体的な支障事例

【支障の背景】

当市では、お客様サービスの向上や業務効率化を目指すうえでスマートメーターの導入に向けた実証実験を行っている。その中で、技術的な検証はもちろんではあるが、スマートメーターを導入するに当たっての導入コストが水道事業経営に多大な影響を与えることが、大きな課題になっており、多くの他の事業体においても同様であると考えている。

スマートメーターの導入の取組を加速させるためには、導入コストに多大な影響を与えている水道メーターの検定有効期間の見直しが急務である。

【支障内容】

検定有効期間については、平成 12 年に現行の8年を維持すると判断が示されて以降、新基準水道メーターへの切り替えが完了した現在においても見直されていない。

また、スマートメーターには、電磁式を含む先進的な計測方式の導入も想定されており、審議当時のメーターとは計測方法が異なるに関わらず、同一の検定有効期間が適用されてしまう。

【令和4年提案後の経過】

令和4年にも同様の提案が挙がっており、経済産業省からの第2次回答において、「可能な限り早期に何らかの方向性を示すべく検討を進めたい」の回答があるも、いまだ見直しに向けた検討の進捗状況が不明という状況である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

検定有効期限の見直しが行われ、現行の8年より長い期間が設定されることによって、水道メーターへの維持管理コストの低減が図られ、スマートメーター普及促進につながる。また、スマートメーターの普及が広がれば、スマートメーターの価格低減も見込まれる。

根拠法令等

計量法第 72 条、計量法施行令第 18 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、ひたちなか市、三郷市、神奈川県、川崎市、浜松市、名古屋市、城陽市、宇和島市、熊本市

○当市では、(検針業務委託における)検針員の高齢化が進んでいるが、後任の検針員の確保が年々難しくなっており、特に離島においては、将来的にスマートメーターによる検針に頼らざるを得なくなると考えている。提案団体が示すようにスマートメーターの高額なコストが導入できない理由(大きな支障)となっていることから、そのコストに影響を与えている検定有効期間の見直し(延長)を求める。

○現在、スマートメーターの導入に向けての検討を行っているが、導入コストが大きな課題である。検定有効期間の見直しが行われれば導入コストの低減等につながりスマートメーター導入の促進につながる。メーターの耐久性等の検証を行い検定の見直しについて再度検討をお願いしたい。

○検定有効期限の見直しは、水道メーターの維持管理コストの低減という点でやはり有用である。また、当市では、検定修理という手法を活用することで、使用済みメーターの再利用を行い、コストダウンを図っている。しかし、スマートメーターについては、現状、この検定修理が行えない可能性が高く、新規購入個数が増加し、通常メーター運用時と比べコストが増大することが予想される。よって、検定有効期限の延長がなされれば、スマートメーターの導入についても後押しとなりうる。一方で、期限の延長がなされても、精度やバッテリー容量(スマートメーター)等の機能面が担保されるのかといった懸念もあり、慎重な検討が必要であると考えます。

○当市においても水道メーターに係る維持管理費は水道事業の運営に影響を与えている。また、検針員の人員確保にも苦慮しているためスマートメーターの導入を検討したいが、コストによっては導入時期が後ろ倒しになることも想定されるため、検定有効期間の見直しが求められる。

○当市においてもスマートメーターの実証実験を行っている。提案団体と同様に導入コスト等が水道事業経営に多大な影響を与えることが課題である。

○当市においても、スマートメーターの実証試験を行う中で、技術的な検証はもとより、メーターの購入・交換費用等が大きな課題となっている。検定有効期間の見直しによるコストの低減はスマートメーターの普及促進に資すると考えられる。

○検定有効期間の見直し(延伸)については、維持管理コストの低減が図られる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	58	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	58 ）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

大気汚染防止法第 27 条第2項に基づく通知の電子化等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

大気汚染防止法第 27 条第2項に基づく経済産業省からの通知について電子化すること。その前提として、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出を全てオンライン化すること。なお、その際には、当該届出前の事業者と中部近畿産業保安監督部近畿支部との打合せをオンラインでも可能とすること。

具体的な支障事例

経済産業省が所管している電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出については、事業者から同省へ書面での提出とされており、それに伴う大気汚染防止法第 27 条第2項に基づく同省から当市への通知は郵送で行われている。書面による通知が自治体におけるデジタル化の支障となっている。さらに、通知の添付書類に国土地理院の紙地図（規格 580×460mm）があり、一度にスキャンすることが出来ないため事務負担が大きい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

工事計画に係る届出を行う近畿地域の事業者は、事前に必ず中部近畿産業保安監督部近畿支部にて対面の打合せを求められる。対面で確認すべき内容が多いから、というのが理由だが、移動時間や交通費等のコスト負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請する事業者の手続を簡素化、効率化することで、利便性向上と、通知を受領する自治体の業務負担軽減につながる。

根拠法令等

大気汚染防止法第 27 条
電気事業法第 48 条
ガス事業法第 68 条
鉱山保安法第 13 条
（ただし、書面での届出及び通知を法令等で規定するものではなく、運用によるものと認識。）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、いわき市、静岡県、浜松市、名古屋市、豊橋市、滋賀県、和歌山県、鳥取県、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○当市においても経済産業省からの通知は書面で行われており図面や地図などの資料が多く、保管場所に苦慮している。

○経済産業省への工事計画届の提出から自治体への通知書の送付までに時間差があり、立入検査時、届出済の特定施設の把握に支障が生じている。通知書が電子化されることにより、工事届出後、より速やかな自治体への通知書の送付が可能になる。なお、水質汚濁防止法第 23 条第2項、ダイオキシン類特別措置法第 35 条第2項、騒音規制法第 21 条第2項、振動規制法第 18 条第2項にも同様の規定がある。

○経済産業省からの通知については、書面による郵送の形で行われており、別途システムへの入力やスキャンする必要があるなど、デジタル化の課題の一つである。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	67	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	67)			提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

基幹統計調査の全てのプロセスをオンラインで完結できるようにすること

提案団体

岡山県、山形県、茨城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

法定受託事務として地方公共団体が行う基幹統計調査について、紙媒体での調査票の配布を原則廃止し、調査票の配布から回収まで全てのプロセスがオンラインで完結するよう制度全体を見直すとともに、統計調査員による調査は、オンライン回答が困難な調査客体への調査票配布・回収など補完的なものに限定されるよう見直しを図ること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

基幹統計調査については、調査客体からのオンライン回答の仕組みは整ってきているが、実際のオンライン回答率は低く、統計調査員は、オンライン回答ができる統計調査を含め、個人情報記載された調査票の配布・回収を行っており、配布から回収まで全てがオンラインとなっていない。
令和2年国勢調査等では、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、調査客体と調査員が対面しない調査方法も導入されたが、登録統計調査員の約4割が70代以上となり、担い手が不足するなか、令和7年の国勢調査では、当県においては約10,000人の統計調査員を確保する必要がある。

【支障事例】

現行制度では調査客体への調査票配布や回収は原則統計調査員が行うことになっており、統計調査員の担い手が不足する中、統計調査員への負荷が非常に高くなっている。また、個人情報等が記載された調査客体名簿などの紛失による情報漏洩事案が発生している。

【制度改正の必要性】

昼間不在世帯の増加や統計調査員の担い手不足など統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査員の業務の負担軽減や個人情報漏洩の防止、回答者の利便性向上を図るため、統計調査のデジタル化を進め、紙による個人情報の取扱いを廃止する必要がある。

【支障の解決策】

基幹統計調査の調査票の配布から回収までの全てのプロセスが最終的にオンラインで完結するよう統計調査制度全体を見直すことで支障が解決すると考える。
原則、国から調査客体にオンライン回答用IDを郵送し、統計調査員の訪問はオンライン回答がない場合等の必要最小限のものとする。
※調査票の配布については、過去、オンライン回答用IDのみを先行配布し、後日全調査客体を訪問し、紙の調査票を配布する方式から、同時配布に見直した経緯があるが、システム整備により、調査員は回答の有無を速やかに把握できるようになり、全調査客体に対する再訪問、回答状況の確認、誤配布・重複回答への対応といった見直し当時の支障は概ね解消されているものとする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市町村から、自治会への推薦依頼や公募を行っても統計調査員の確保自体が非常に厳しくなっていると指摘されている。

市町村や統計調査員から、プライバシー意識の高まりや昼間不在世帯の増加により、現行制度での調査実施が非常に困難な状況にあり、抜本的な見直しを求める声が上がっている。

調査客体からは、調査員が何度も訪問するのはやめて欲しいとの声が上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体が行う基幹統計調査の全てのプロセスがオンラインで完結することにより、統計調査員と地方公共団体の業務の効率化及び個人情報漏洩のリスク低減を図ることができる。

オンライン回答は、インターネット環境があれば、いつでもどこでも回答が可能となるため、報告者の負担が軽減される。

調査客体が、調査員と対面することなく、調査関係書類の受領と回答をすることとなり、プライバシー等に配慮した調査環境が実現される。

根拠法令等

統計法第 16 条、統計法施行令別表第一、労働力調査規則、住宅・土地統計調査規則、国勢調査令、国勢調査施行規則、国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令、社会生活基本調査規則、就業構造基本調査規則、小売物価統計調査規則、毎月勤労統計調査規則、経済センサス活動調査規則、令和3年経済センサス-活動調査（甲調査）都道府県事務要領、農林業センサス規則、2025 年農林業センサス実施計画概要、漁業センサス規則、漁業センサス調査ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、山形市、水戸市、ひたちなか市、足利市、さいたま市、所沢市、富士見市、新潟県、山梨県、浜松市、津島市、小牧市、島根県、倉敷市、高松市、宇和島市、八幡浜市、高知県、南国市、福岡市、大野城市、宮崎県、特別区長会

○紙での調査票回答の場合、回答の記入漏れ、記入誤りなどにより、回収後の確認及び補正作業にかなりの業務負担が発生している。オンラインで回答できる世帯であっても紙の調査票が同時配布されているために紙で回答するケースや、オンライン回答と紙の調査票で二重回答されるケース等もある。オンライン回答がなかった世帯（オンライン回答が困難な世帯等）に対し、調査員が訪問する方式への移行等オンラインで完結できる仕組みを検討してほしい。

○オンライン回答用 ID が国から直接送付され、調査員が2度訪問（オンライン回答用の ID の配布及び調査票の配布）をしなくてよい仕組みが構築できるのであれば良いと考える。

○調査員が調査票を配布するため訪問しても、調査客体が在宅していることは共働きの増加などに伴いかなり少なくなっている。その結果、調査員の訪問回数の増加や安全面でもあまり推奨できない夜間訪問などが発生してしまう。調査員の労力の軽減および調査客体の個人情報提供に対する抵抗感を減少させるためにもすべてのプロセスのオンライン化は必要と考える。

○経済センサス基礎調査規則と全国家計構造調査規則による統計調査においても、調査員を担える人材不足による調査員の高齢化及び質の低下、昼間不在世帯の増加、住民のプライバシー保護意識の向上による調査員との対面拒否・苦情等の支障があり、オンラインでの調査完結が必要である。

（具体的内容）

- ・盛夏や夜間における世帯訪問による、調査員の体調不良や防犯面のリスク。
- ・調査員が回答方法別（郵送、回収、オンライン）の対応を理解しきれないことによる調査票の誤配付。
- ・調査客体が調査員による複数回訪問、調査員に聞き取りされることに対して不信感を抱く。
- ・昼間不在宅と空き家の錯誤による調査票の未配付世帯の発生。
- ・集合住宅の玄関先での聞き取りによる、他の居住者へ情報漏洩の恐れ。
- ・調査員に回答内容を確認されることによる、回答者の心理的な負担増加。
- ・世帯数聞き取りのために、調査客体との対面もしくは電話連絡が必須。（調査票が直接郵送されれば不要）
- ・直接、回答内容が送付されることで指導員の調査票確認等の負担も軽減。

・当町における令和2年国勢調査の 70 歳以上調査員 51.1%

○平成 27 年国勢調査調査時には、70 歳以上の調査員は全体の 14%であったが、令和2年調査時には全体の 26%になっており、現役世代の調査員担い手の不足が明らかである。

調査時には調査客体を原則訪問する必要があるが、昼間不在世帯や居留守を使う世帯の増加など、調査客体と接触することが難しくなっており、接触できるまで何度も訪問することにより、身体的・心理的負担が大きい。そして、接触時の名前等の情報の聞き取りも、調査客体から疑念を抱かれスムーズに応じられないことにより調査員の心理的負担となっている。また、紙の調査票だと保管場所を厳重にしたり、整理・審査(記入漏れや文字が読みづらい等)に手間がかかるなど不便が多い。

オンライン化することにより、調査員の仕事が必要最小限のものとなり、仕事をしながら引き受けてくれる調査員の増加が見込める。また、回答状況がすべてオンラインで確認できるため、保管場所の確保や紙の紛失がなくなる。

○ベテラン調査員が高齢や体調不良を理由に引退していく中、新規調査員の確保に苦慮している。

国勢調査等の規模の大きな調査では規定数の調査員が集まらないのが当たり前になってきており、1人当たりの担当調査区数が増え、担い手への負担が大きくなっている。(そしてそのことが、余計担い手を減らすという悪循環になっている。)

共働きの増加などより若手の調査員の確保は難しく、なんとか確保した調査員も、新規登録の時点で 70 歳を超えていることも多く、十分な経験を積む前に引退が推奨される年齢に達する。高齢に加え、不慣れとなると調査活動中の事故が増える要因となる。

10 年以内には現役調査員の大半が引退となり、調査員による統計調査が立ち行かなくなるという懸念が強い。統計調査員が、あくまで社会貢献活動の域をでないなら、今後若手の確保はさらに困難になっていく。

○「オンライン回答がない場合等に限定して調査員が訪問する」という本提案は、調査をより複雑にし、自治体負担の増大につながる懸念がある。当市でも地域住民の協力を前提とする現行の統計調査員制度は限界に近い状況であり、調査手法や回答方法ではなく、調査の在り方そのものを検討すべきと考える。

○当市においても、登録統計調査員が高齢化し調査員を担っていただける人数が減少している。また、現在は調査対象世帯のライフスタイルも多様化しており、訪問しても不在の世帯が多数あり対面での調査が困難になっている。デジタル化し、調査方法が基本的にオンラインでの回答となることで調査員の負担軽減となるものとする。

○令和2年国勢調査において、当市の調査員約 1,300 名の約5割弱が 70 歳以上で、自治会による確保が中心であったが、確保が困難で、登録調査員の一部の方に2～3人分の世帯数を引き受けてもらってようやく実施できたが、次回調査での確保が課題。

○統計調査員の担い手不足に関しては、当市としても課題と認識している。

○当県でも調査員の高齢化に加え、コロナ禍における調査環境の悪化により、統計調査員の担い手が減少し、その確保に苦慮しており、一部の市町村ではほぼすべての調査員を職員で賄っている。高齢化の状況についても、直近の住宅土地統計調査において、調査員の約3割が 70 歳以上となっており、近い将来、調査員の不足により現在の調査精度を維持できなくなるおそれがある。新規調査員確保のためには、業務内容や報酬の見直しを進め、他の仕事と比較した際に積極的に選ばれるものにしなければならない。

○調査員の担い手不足やオンライン化等により、調査員調査の見直し等の必要性があると考ええる。

○県内の市町村からは、統計調査員確保が難しいとの声が多数聞かれます。また、調査員が戸別訪問しても、不在や居留守、調査拒否が多く、大変厳しい状況である。その中において、訪問を重ねコミュニケーションをとって高い回収率を保っているベテラン調査員は多くいるが、経験の浅い調査員は調査拒否に心が折れ、それが行政担当者へのクレームにつながり、調査員を辞退されるケースも見られる。市町村によっては、周期調査の調査員を確保できず、行政職員が数十名規模で調査にあたることが常態化しているところがある。

このような状況において、調査員が戸別訪問して調査するという現行制度は、近い将来立ち行かなくなる恐れがある。国において「統計手法の抜本的改革」を検討いただくよう強く求めていきたいと考えており、本提案はそのひとつの手法を提示するもの。

○現在、基幹統計調査に係る調査票配布については、紙媒体の調査票及びオンライン回答用ID等を調査員により配布している。そのため、調査員の業務負担が高くなっており、担い手が不足する要因の一つとなっている。

○統計調査員の高齢化と併せ、個人情報保護意識の高まりや統計調査の意義、必要性が理解しづらいなどによる報告者の協力意識低下から、調査対象との接触困難さが増すなどしており、統計調査の品質確保が難しくなっている。

【労働力調査(令和5年度)における統計調査員の状況】

・調査員 226 人中、70 歳以上 129 人(57.1%)

・平均年齢 67.9 歳

【令和2年国勢調査における統計調査員の状況】

・当初予定人数 18,096 人、実任命者数 17,217 人(▲879 人)

・年齢 70 歳以上 4,646 人(27.0%)

・市町職員を調査員に任命 4,344 人(25.2%)

○当市においても、登録統計調査員の約 56%が 70 歳代以上となっており、調査員の高齢化が進行している。令和6年度4月時点で、75 名の調査員の登録があるが、比較的大規模な基幹統計調査においては、登録統計調査員のみで実施することが困難なため、調査の都度、公募による調査員の確保を行っている。登録統計調査員数が減少している現状において、調査書類の配布や回収を調査員が行うことは事務負担となっており、必要な調査員数に満たない状況で基幹統計調査を実施することは、調査書類の紛失等や調査中の事故に繋がるリスクがある。

○提案団体の支障事例と同様、年々調査員の高齢化が進み確保が困難になっていることから、提案団体の意見に賛同する。

○当市においても調査員の高齢化・担い手不足が顕著であり、国勢調査時には市職員が調査員・指導員を担わなければならない状況が続いている。(令和2年国勢調査における調査員等に占める職員の割合:調査員 468 人中 107 人(割合 22.9%)、指導員 79 人中 63 人(割合 79.7%))また、昨今は個人情報の漏えいを心配する声が年々増えてきている嫌いがあり、そのことが回答率の低下を招いている側面は否定できない。提案団体が示すように、まずは国又は自治体側からのオンライン回答用紙の一斉配布、その後にオンライン回答のなかった世帯への調査票の配布・回収とするだけで、調査員の数の削減及び負担軽減に寄与するものとする。また、オンライン回答内容の補正作業についても、国の一括委託事業により外部業者に実施いただくことで、指導員及び自治体の負担軽減に繋がると考えるため、その点もぜひ検討いただきたい。

○基幹統計調査においては、少子高齢化に伴う調査員確保の困難化や、調査関係書類の紛失による個人情報の漏洩発生などにより、調査員調査の制度設計を維持することが年々厳しい状況になっており、円滑な調査に支障が生じる場面も見受けられる。

○当県においても、統計調査員の高齢化・担い手不足に加えて、調査拒否世帯の増加や夏場の高気温等により調査員への負担が増加しており、統計調査員を前提とした調査が限界に近づいている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	174-1	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	174）			提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

公立大学法人による出資範囲の拡大（ベンチャーキャピタル及びファンド等）

提案団体

大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

公立大学法人による出資範囲を「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること。

具体的な支障事例

公立大学法人は、国立大学法人と比較して、出資できる範囲が狭く、地方独立行政法人法施行令第4条に基づくTLO（特定大学技術移転事業）及び研究の成果の実用化を促進する事業に出資が限定されている。このため、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に対して、公立大学法人は出資することができず、これらの出資を通じた研究成果の社会還元ができない状況にある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

大阪公立大学では、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業に公立大学として唯一採択され、今後、スタートアップ支援や技術移転、コンサルティング等の機能を担う外部組織の設置を進めることとしている。また、今後のスタートアップの創出・支援に向けて、大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル及びファンドへの出資も検討していきたいと考えている。現行法令上、公立大学法人は、技術移転事業に出資することは可能であるが、コンサルティング事業やベンチャーキャピタル及びファンド等に出資することができず、外部組織を設置するにあたり支障が生じるため、出資を可能としていただきたいと大学からも要望がある。大学における研究成果の社会実装を一層推進し、大学の知を社会に還元するため、国立大学法人において可能とされている出資範囲について、公立大学法人においても出資が可能となるよう認めていただきたい。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公立大学を中心とした大学発ベンチャーの促進や大学の研究成果を活用したコンサルティング等により、大学が有する研究成果の一層の活用が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第 21 条
地方独立行政法人法施行令第4条
産業競争力強化法第 21 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、東京都

○県立医科大学では、大学発ベンチャー6社が設立しているところ、公立大学法人が出資することで、ベンチャーの財政基盤が安定するとともに、大学からの出資を受けることで信用力が高まることから、新規取引の開始や拡大、民間企業等からの新たな出資の呼び込みにつながる。また、公立大学法人からの（一部）出資が見込めることで、新たな大学発ベンチャーの起業につながる。以上により、大学の研究成果の社会実装を進めるとともに、地域経済の振興、活性化に貢献したい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	174-3	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	257）			提案分野	11_総務

提案事項（事項名）

公立大学法人の大学発スタートアップ支援の推進

提案団体

東京都、福島県

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

公立大学法人においてもベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資等、国立大学法人と同水準の投資行為（国立大学法人等のうち指定国立大学法人のみが可能な出資を含む）が可能になるよう、見直しを行うこと。

具体的な支障事例

【背景】

国立大学法人においては、国立大学法人法の改正等により、2022年4月から、民間企業が設立したファンドへの出資が可能となり、大学発スタートアップに投資できるようになるなど、出資の範囲が拡大している。一方で、公立大学法人によるベンチャーキャピタルや大学発スタートアップ等に対する出資は、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法施行令により制限されている。

【支障事例】

国立大学で出資範囲が拡大され、私立大学では独自の経営判断で出資可能にもかかわらず、公立大学法人だけが出資できないという現状では、他大学からの教員の招聘に支障が出ることも懸念され、大学の競争力の低下を招くことが危惧される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

規制緩和により、国立大学法人同様、多様なスタートアップ等を支援することが可能になることで、これまで以上に公立大学法人の研究成果等の社会への還元が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法第21条第2号、第70条
地方独立行政法人法施行令第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

京都府

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	189	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	189 ）			提案分野	12_その他

提案事項（事項名）

基幹統計調査に関する事務の一部を民間企業に委託可能とすること

提案団体

熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

事務の一部を民間企業に委託できる基幹統計を国勢統計、経済構造統計、農林業構造統計に拡充してほしい。その上で、既に民間委託が可能となっている基幹統計も含めて、民間委託に向けた具体的な基準・仕様（例えば仕様書モデル例、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインⅡ3(2)に記載の「基準・条件」、その他実務上必要となる技術的助言）を提示するとともに、その基準・仕様に見合った委託費を交付するようにしてほしい。

具体的な支障事例

基幹統計調査については、統計法施行令第4条に基づき地方自治体が指導員・調査員を推薦している。これらの推薦は、登録調査員及びいわゆる自治会の協力を得て行っているが、高齢化が進む中で必要な定員を充足できないようになってきている。

直近の住宅土地統計調査では、指導員・調査員を合わせて583名必要なところ、交代者を除き495名しか従事者を確保できなかった。

特に国勢調査では、自治会から協力を得られなければ、調査の実施が困難であるが、そもそも自治会の役員のなり手も不足している状況の中で、調査員になっていただける方を見つけることが難しくなっている。

また、本来、指導員・調査員を希望される方の中からより適性のある方を選抜すべきものであるが、なり手が不足している現状からそのような選抜をすることができていない。その結果、適性が無い方が指導員・調査員をされることも増えてきており、調査精度への影響が懸念されるため提案するもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治会に調査員の推薦依頼を行う際に、自治会から民間委託できないのかと言われることが増えてきている。また、自治会の役員のなり手が見つけにくい状況なので、今後協力ができなくなる可能性が高いと言われることも増えてきている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治会の負担を軽減し、他の自治会の活動に注力いただくことができる。

また、民間委託を行うことで指導員・調査員の質が安定することが期待でき、調査精度を維持しやすくなると考えられる。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、山形市、足利市、さいたま市、富士見市、豊田市、小牧市、倉敷市、広島市、宇和島市、高知県、大野城市、大村市、特別区長会

○調査員の確保に関しては、町会への依頼が中心となっているが、様々な業務が依頼されている現状、人員を推薦することは難しいとの意見書が当市へ出されている。来年度の国勢調査は他の統計調査とは比較にならないほどの人数が必要とされる調査であり、調査員が十分に確保できない状態では、調査の実施自体が危ぶまれる。

○ベテラン調査員が高齢や体調不良を理由に引退していく中、新規調査員の確保に苦慮している。国勢調査等の規模の大きな調査では規定数の調査員が集まらないのが当たり前になってきており、1人当たりの担当調査区数が増え、担い手への負担が大きくなっている。（そしてそのことが、余計担い手を減らすという悪循環になっている。）共働きの増加などより若手の調査員の確保は難しく、なんとか確保した調査員も、新規登録の時点で70歳を超えていることも多く、十分な経験を積む前に引退が推奨される年齢に達する。高齢に加え、不慣れとなると調査活動中の事故が増える要因となる。10年以内には現役調査員の大半が引退となり、調査員による統計調査が立ち行かなくなるという懸念が強い。統計調査員が、あくまで社会貢献活動の域をでないなら、今後若手の確保はさらに困難になっていく。民間委託が現実的であると感じている。

○基幹統計調査の指導員・調査員の推薦について、高齢化が進む中で必要な定員を充足できないようになってきている。特に国勢調査では、町会・自治会から協力を得られなければ、調査の実施が困難であるが、そもそも町会・自治会の役員のなり手も不足している状況の中で、調査員になっていただける方を見つけることが難しくなっている。また、本来、指導員・調査員を希望される方の中からより適性のある方を選抜すべきものであるが、なり手が不足している現状からそのような選抜をすることができていない。その結果、適性が無い方が指導員・調査員をされることも増えてきており、調査精度への影響が懸念される。

○基幹統計調査を実施する際に、自治会に調査員の推薦依頼をしているが、自治会から調査員を探すのが大変だという話をいただいている。また、調査員の高齢化が進み、任期途中で体調不良等により交代せざるを得ない事例も出ている。また、登録調査員へ依頼した場合でも、断られることも多くなっている。

○国勢調査や農林業センサスのように大規模な調査では、調査員確保が課題となっている。当市は市域が広く、調査員説明会や調査票提出において、山間部等へ職員が出向いており、負担も大きいのが現状である。民間委託が可能になると、調査員確保や調査の実施において選択肢が広がる。

○当市でも高齢化が進み統計調査員のなり手が減少している。事務の一部を民間委託できる基幹統計調査の拡充により、将来的な調査員の減少にも対応できる。

○令和5年住宅・土地統計調査において、当市では調査員配置129人のところ実際の従事人数は116人であり、調査員確保が課題であった。

○当市においても、調査員の安定的な確保は、統計調査を円滑に実施する上で必要と考えており、民間企業へ委託できる仕組みづくりは、担い手不足への一方策として考えられる。

○当県でも調査員の高齢化に加え、コロナ禍における調査環境の悪化により、統計調査員の担い手が減少し、その確保に苦慮しており、一部の市町村ではほぼすべての調査員を職員で賄っている。高齢化の状況についても、直近の住宅土地統計調査において、調査員の約3割が70歳以上となっており、近い将来、調査員の不足により現在の調査精度を維持できなくなるおそれがある。新規調査員確保のためには、業務内容や報酬の見直しを進め、他の仕事と比較した際に積極的に選ばれるものにしなければならない。

○高齢化の進展や、調査事務の複雑化もあり調査員の担い手不足が深刻化している。実際に、当市における直近の住宅土地統計調査についても、調査員1人につき3調査区を基本としていたが、5～6調査区受け持つ調査員も多数いた。

○現在、基幹統計調査に係る調査票配布等の業務については、登録調査員や市職員等により行っている。年々、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増しており、調査員の業務負担は大きくなっているが、登録調査員の高齢化が進んでおり、統計調査によっては調査員の確保が難しくなっている。

○当市においても、登録統計調査員の高齢化が進行している。比較的大規模な基幹統計調査においては、指導員及び調査員の確保に苦慮しており、調査の都度、公募による調査員の確保を行っている。一定の水準を満たす調査員を継続して確保するために、国勢調査等における調査員事務の民間委託を拡充してほしい。

○当市においても国勢調査時には登録調査員以外に自治会長などに調査員等をお願いしているが、それでも足りないため、市職員が穴埋めをしている。直近の令和2年国勢調査における調査員等に占める職員の割合は、調査員が468人中107人(割合22.9%)、指導員が79人中63人(割合79.7%)であった。登録調査員の高齢化・担い手不足に加え、自治体職員数も減少してきており、統計調査の在り方・調査の手法そのものを見直す時期に差し掛かっていると考える。

○基幹統計調査においては、少子高齢化に伴う調査員確保の困難化により、調査員調査の制度設計を維持することが年々厳しい状況になっており、円滑な調査に支障が生じる場面も見受けられる。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	200	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	200）			提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定義務の見直し等

提案団体

広島県、宮城県、広島市、愛媛県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の義務付けをできる規定に見直すこと。
また、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表すること。

具体的な支障事例

令和3年の地球温暖化対策の推進に関する法律改正において、都道府県は地方公共団体実行計画（区域施策編）に「再エネ利用促進等の施策に関する事項」及びその「施策の実施に関する目標」を設定することと義務付けられた（法第21条）。

当県の計画（区域施策編）（「第3次広島県地球温暖化防止地域計画（改訂版）」策定にあたっては、庁内会議6回、有識者を交えた会議4回を行うなど、多大な事務負担が生じている状況であり、また、計画の内容が専門的であることも策定の負担となっている。

更に、目標の設定に当たっては、CO2を大量に排出する企業における該当都道府県内の事業所の削減計画を把握する必要があるが、企業の生産体制の集約などの情報は競争性に関わる情報でもあり、都道府県での把握が困難なことから、実効性のある目標設定が難しい。

そのため、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」（令和5年3月31日閣議決定）に基づき、計画策定の義務付けの見直しを求める。

また、地方には再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）以外の再エネ導入実績を知る術がなく、目標を定めても自家消費分を含めた再エネ導入の正確な実績を把握できないことから評価が難しい。

従って、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表するなど、適切な支援をすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方の業務負担軽減に繋がる。
地方に課されている目標について、正しい現状分析ができないという支障を解消できる。

根拠法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、新潟市、豊橋市、大阪府、兵庫県、奈良県、高松市

○令和5年度に本県の区域施策編に当たる計画を全面改正した際、庁内会議5回、有識者会議4回を実施し、事務負担が発生した。

義務付けの見直し以外にも、計画改定時の事務簡素化が必要と考えられる。

固定価格買取制度(FIT)の再エネ導入実績も公表時は累計のため、純増・純減すら把握できず評価が難しい。国には自家消費分を含めた再エネ導入実績を公表するよう要望している。

○当市では、区域施策編は策定しているが、2030年46%削減(2015年度比)の目標における市の取り組みを反映した正しい現状分析はできてない。

進捗状況を正確に管理していくため、国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表していくことは大変必要であるとする。

○「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再エネ導入実績を知る術がなく、目標を定めても自家消費分を含めた再エネ導入の正確な実績を把握できないことから評価が難しい」ことについて、当県でも提案団体と同様の支障事例があるため、「国が各都道府県の再エネ導入量を把握し、公表すること。」については提案の趣旨に賛同する。

○当市は地方公共団体実行計画(区域施策編)にて、太陽光発電設備の導入目標を定めており、導入量の把握については、国が公表するFIT制度に基づく数値(市町村別)にて把握している。一方、非FITによる太陽光発電設備の導入が増えてきている中、正確な状況が把握できていないため、国にて非FITを含めた数値(市町村別)の把握・公表を求める。

○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)以外の再エネ導入実績を知る術がなく、自家消費分を含めた市域の再エネ導入の正確な実績を把握できない。

○当県では当該計画において2030年度に100億kWhを再エネで発電する目標を掲げているが、現在、固定価格買取制度以外(非FIT)の再エネ導入量を把握できるデータはなく、当県の「条例に基づく特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度」による報告や事業者等が公表している導入情報に頼らざるを得ず、非FITの再エネ導入量を正確に把握することが困難な状況である。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	265	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
(管理番号	265)			提案分野	05_教育・文化

提案事項（事項名）

学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

文部科学省、経済産業省

求める措置の具体的内容

営利目的も含めた学校のスポーツ施設の一般利用が推奨される一方で、学校の施設の利用許可は「社会教育その他公共のため」とする学校教育法の規定への抵触が懸念されることから、学校施設の営利目的利用の可否の明確化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

学校教育法第137条では、学校施設の社会教育への利用について、「社会教育その他公共のため」という限定の中で利用させることができるとされている。スポーツ基本法第13条第1項では、「学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」とされている。

【支障事例】

当市では、学校教育法の規定に基づき、学校施設の目的外使用に係る各種規則において、営利を目的とした利用を許可しないこととしている。

【制度改正の必要性】

「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言（2021年6月）」38頁では営利目的での学校施設の利用について許容することを前提とした記載がされているが、学校教育法第137条の規定を踏まえているのかが不明であり、同規定に反することはないか疑義が残る。

【支障の解決策】

学校施設の利用について営利を目的とした利用を可能とするためには、学校教育法の規定が支障となると思われるが、当該部分の解釈を明確化してもらうことで、疑義・懸念が解消すると考える。

【参考】

- ・「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1次提言」（2021年6月 経済産業省）38頁
- ・「第二期 スポーツ未来開拓会議 中間報告」（2023年7月 スポーツ庁・経済産業省）95頁

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市で令和5年度に実施した今後の学校施設の有効活用に向けた市民意見募集の中で、市民の方から、市民に身近な学校で有料の講座等を実施することなど検討してほしいと意見を受けている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市民にとって身近な公共施設である学校施設の更なる有効活用につながる。

根拠法令等

学校教育法第 137 条、学校施設の確保に関する政令第3条、社会教育法第 44 条及び第 45 条、スポーツ基本法第 13 条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、浜松市、豊橋市、大阪市、寝屋川市、高松市、大村市、熊本市、八代市

○当市においても条例等に基づき、地域団体等に対し一定の条件を設定のうえ、学校の一部施設の使用を許可している。条例で規定する使用条件に「営利を目的として使用するおそれがあるとき」との規定を設けており、営利目的と判断できるものについては、使用を許可していない。以上から、提案されている内容については、当市でも検討課題になりうることから、関係法令等の整理が必要と思われる。

○今後、部活動の地域移行や、学校施設の複合化を検討していく上でも、明確化されることが望ましい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	276	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	276 ）			提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

水力発電施設周辺地域交付金相当交付金に係る間接補助の見直し

提案団体

大分県、九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

都道府県を経由せずに、国が電源地域との間で、直接、交付金事業を執行するよう求めるもの。

具体的な支障事例

電源立地地域対策交付金のうち、市町村を対象とした「水力発電施設周辺地域交付金相当交付金」の事務を県が処理しているが、その実態は、国と市町村との間の単なる経由事務（国からの書類修正指示を市町村に伝達等）であることから、全体として非効率な事務執行体制がとられている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国と市町村の間に直接的に交付金事業を執行することで、全体として効率的な事務執行体制が確立でき、県の人的資源の有効活用にも繋がる。

根拠法令等

電源立地地域対策交付金交付規則第三条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、石川県、岡山県、宮崎県

—

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

整理番号	279	重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
（管理番号	279）			提案分野	07_産業振興

提案事項（事項名）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等における手数料等の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省、経済産業省

求める措置の具体的内容

液石法・保安法における各手続に係る審査項目、手数料を精査し、特に以下について必要な見直しを実施すること。

- 1 液石法第 37 条の4の許可を受けた充てん設備に係る保安法第 14 条の変更許可（移動式製造設備のみを使用して行うもの）の手数料
- 2 保安法第5条の許可を受けた移動式製造設備に係る液石法第 37 条の4の充てん設備の新規手数料
- 3 液石法第 37 条の4第4項で準用する第 37 条の3第1項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第 20 条第1項（新規許可）、第 20 条第3項（変更許可）の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第 20 条第1項（新規許可）、第 20 条第3項（変更許可）の完成検査に合格した移動式製造設備に係る液石法第 37 条の4第4項で準用する第 37 条の3第1項の充てん設備の完成検査手数料

具体的な支障事例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

- 1 液石法第 37 条の4の許可を受けた充てん設備に係る保安法第 14 条の変更許可（移動式製造設備のみを使用して行うもの）の手数料について
令和5年 12 月6日に公布された標準手数料令の改正（以下、今回の改正）では、保安法第5条の新規許可の手数料のみが改正されたが、保安法第 14 条の変更許可に係る手数料を改正しなかった。変更許可について減免がなされないのは不合理ではないか。なお、令和6年2月 29 日付け経済産業省通知で変更許可についての見解が示されているが別添疑義照会のとおり、趣旨が汲み取りづらく、地方公共団体として運用する上で疑念がある。
- 2 保安法第5条の許可を受けた移動式製造設備に係る液石法第 37 条の4の充てん設備の新規手数料について
今回の改正では、保安法第5条の製造の許可を受けた移動式製造設備が液石法第 37 条の4の充てん設備の新規許可を受けようとする際の手数料が見直されなかった。保安法の許可を受けた移動式製造設備について液石法の許可を受けようとする場合も同様に減免措置がなされるべきではないか。
- 3 液石法第 37 条の4第4項で準用する第 37 条の3第1項の完成検査に合格した充てん設備に係る保安法第 20 条第1項（新規許可）、第 20 条第3項（変更許可）の移動式製造設備の完成検査手数料及び保安法第 20 条第1項（新規許可）、第 20 条第3項（変更許可）の完成検査に合格した移動式製造設備に係る液石法第 37 条の4第4項で準用する第 37 条の3第1項の充てん設備の完成検査手数料について
充てん設備と移動式製造設備の審査項目に重複があるのであれば、当該完成検査に係る手数料も見直すべきではないか。なお、令和6年2月 29 日付け経済産業省通知で完成検査に係る見解が示されているが別添疑義照会のとおり、趣旨が汲み取りづらく、地方公共団体として運用する上で疑念がある。
令和6年2月 29 日付けの通知では実際の運用を各地方公共団体に委ねる表現がされているが、令和5年 12

月に手数料標準令が改正されたとおり、この種の手数料算定に当たって地域性を考慮する必要性は乏しい。地方公共団体に運用を委ねるのではなく、個別手数料の改正要否を精査の上、改正を要する手数料は手数料標準令の改正で明示していただくようお願いしたい。地方公共団体ごとに運用・手数料が異なれば、業界も含めて混乱が起こりかねない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により事業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

地方公共団体の手数料の標準に関する政令、液化石油ガス保安規則第9条第3項に規定する移動式製造設備及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第64条第1項に規定する充てん設備に係る運用について（令和6年2月29日付け20240219保局第1号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、相模原市、三重県、茨木市、広島市、徳島県、熊本市、宮崎県

○新規許可と同様、変更許可についても減免を受けられるのが公平であるとする。また、手数料は標準的に徴収すべきであり、地域性を考慮する必要はないとする。

○令和6年2月29日付け経済産業省通知に基づいて減額徴収、未収した場合、手数料条例との整合性が取れず、その事情について監査等における出納部局への説明が煩雑になり、かつ承認を得られない恐れがある。

○令和6年2月29日付けの通知では、変更許可、保安検査及び完成検査等の手数料について記載はあるものの、当該通知の趣旨が不明確であり根拠が乏しい。また、今回の改正は高圧法の新規許可のみの標準令の改正であり、変更許可等の場合については標準令に従うことなく、通知のみの運用となれば地方公共団体ごとの運用にゆだねている部分があるため差異が生じかねない。

○通達で手数料を示すことにより、地方公共団体ごとに運用・手数料が異なる恐れがある。通達ではなく、手数料標準令の改正が望ましいとする。

○令和6年2月29日付け経済産業省通達による手数料の運用については同様の疑義が生じたため、当市手数料条例及び手数料標準政令の改正なしに経済産業省通達を運用することについて、地方自治法上の解釈（第228条第1項）も含めて問題ないかどうかを当市の法制課顧問弁護士に相談したもの。その結果、法令解釈的には疑義が残るものの、訴訟リスク等を含め総合的に判断した結果、手数料条例及び標準政令の改正がないために経済産業省通達は無視して従来の手数料に当てはめて徴収するよりも、経済産業省通達による運用とした方がよいとする見解を頂いたため、当市ではそのようにする予定である。全国的に見ると各都道府県や政令市等で統一されていないのが現状であり、行政庁によって手数料が違ふことで事業所や行政庁での混乱が生じる可能性も考えられるため、標準政令の改正を行うことは必要だと考える。

○令和6年2月29日付け通知の運用状況を近隣の地方公共団体に確認したところ、各地方公共団体ごとに運用・手数料が異なっていることを確認した。今後、業界も含めて混乱が起こることが強く懸念される。